

令和 2 年 第 7 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 7 月 15 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 21 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	衛藤 英教	出						
委員	1 番	三代 忠佑	出	6 番	渡邊 丸美	出	11 番	廣瀬 英雄	出
	2 番	麻生祐三子	出	7 番	衛藤 講治	出	12 番	三宮 憲治	出
	3 番	後藤 綾子	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	後藤 茂廣	出
	4 番	木村滋一朗	出	9 番	久保田直宏	欠	14 番	工藤 妙子	出
	5 番	小野不二夫	出	10 番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

1 番 三代 忠佑 4 番 木村滋一朗

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 37 号 現況証明（非農地証明）について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましても、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第7回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時3分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。1番 三代忠佑 委員、4番 木村滋一郎 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第6回定例総会から本日の令和2年第7回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、3頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。（資料1を朗読）

私からの報告は、以上です。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年7月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和2年7月16日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第33号に

ついて、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 08 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 09 分)

議長 次に議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。
「議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件を 3 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人被相続人 亡●●●●・亡●●●● 相続財産管理人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。申請地の所有者は、双方とも平成 30 年に死亡しましたが、相続人の全員が相続放棄をしており、今回、利害関係人の家庭裁判所への申し立てにより相続財産管理人が選任されました。譲受人は、申請地近接地に住む知人から紹介を受け、売買で話がまとまったため申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 212 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 工●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であったため、親戚である譲受人に相談しました。譲受人も自身

の経営地に近く利便性が良い事から贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は主に母が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は 48 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 社会福祉法人 ●●●●●● 理事長 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、第一種社会福祉事業等を行う社会福祉法人で、施設利用者の自立支援のための自立生活助長と機能回復又は維持、及び心肺機能低下防止のため、今回の移転計画を立てる以前から、施設隣接の譲受人が所有する農地で農園を行ってきました。申請地は、今回譲受人が施設移転の計画を立て、5 条同時申請を行っている農地の隣接地です。今回、施設移転に伴い、隣接地でも農園を行いたいと思い、譲渡人に相談したところ、譲渡人も市外在住で第三者に管理をお願いしていた農地であったため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人は、社会福祉法人で、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、かつ、取得後において耕作すべき農地の全てについて耕作を行うと認められるため、下限面積要件をはじめ、4 項目は審査対象外となります。また、それ以外の不許可要件の 3 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 6 番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員 緒方の渡邊丸美です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●代表者 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は●●●●の共有地で、平成 28 年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●外 20 名名義となっていました。今回、令和元年 11 月 25 日に●●●●に所有権保存登記を行いました。その後、譲受人の亡父の代から管理を行ってきた申請地を売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、76 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番の 1 案件を 12 番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12 番委員 緒方の三宮憲治です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。申請地は、譲受人の経営地近接地で利便性が良いため、譲って欲しいと譲渡人に相談したところ、譲渡人も市外在住で農地の管理に苦慮していたため、贈与することで話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、103 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 6 番の 1 案件を 2 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。7月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、譲受人の子が、住宅を新築するため、譲って欲しいと相談した土地の隣接地です。譲渡人も、市外在住で農地の管理が困難であったため、対象の農地を全て売りたいと考えていました。住宅を建築するための最低限の土地を分筆し、残った農地について、譲受人が野菜を作付するため売買することで話がまとまったため、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は94アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。7月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、譲渡人 破産者●●●●破産管財人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地の所有者は破産手続きを行い、破産管財人が選任され、財産の売却先を探していました。申請地近接地で畜産を営んでいる譲受人に相談したところ、譲受人も、牧草を作付けできる土地を探しており、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、387アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号8番の1案件を14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14番委員 14番、大野の工藤妙子です。7月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を管理してきましたが、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、譲渡人と協議し、贈与での話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は64アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第34号の番号1番から番号8番までの8案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第34号の番号1番から番号8番までの8案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第34号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番及び番号2番の2案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人 被相続人 亡●●●●● 相続財産管理人 ●●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地の所有者は平成30年9月19日に死亡しましたが、相続人の全員が相続放棄をしており、今回、利害関係人の家庭裁判所への申し立てにより相続財産管理人が選任されました。申請地は、昭和46年の県道整備に伴って分筆され、矮小な形状で残ってしまい耕作に不向きだったため、庭園として転用し、亡くなるまで管理してきました。今回、相続財産管理人が財産処分を行う際、許可が必要であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、申請人 被相続人 亡●●●●● 相続財産管理人 ●●●●●さんの、農地の転用の件についてであります。申請地の所有者は平成30年9月19日に死亡しましたが、相続人の全員が相続放棄をしており、今回、利害関係人の家庭裁判所への申し立てにより相続財産管理人が選任されました。申請地は、亡くなった所有者が規模拡大のため、平成5年に農業用倉庫を建築し、その後平成8年にコンテナを設置し、亡くなるまで利用してきました。今回、相続財産管理人が財産処分を行うにあたり、許可が必要であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のCの(a)の農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を4番 木村滋一郎 委員にお願いいたします。

4番委員 4番 千歳の木村滋一郎です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、申請人 ●●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地には、平成20年4月頃にカーポートと物置を設置し、併せて

庭として利用するために一部に砂利敷きを行い、残地には花壇を作り、ソテツ等を植樹しました。さらに令和元年7月頃に設置したピザ窯の一部が申請地にかかっており、これまで庭及び駐車場として管理してきました。今回、息子夫婦が隣接の1956番1に住宅を建設する計画を立て測量を行った際、申請地が農地であり許可が必要であることが分かったため、必要最低限で分筆を行ったうえ是正のための申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 5番 犬飼の小野不二夫です。7月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、申請人 社会福祉法人●●●● 理事長 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、平成13年4月頃に社会福祉施設なごみ園を建設した当時から、施設の敷地として浄化槽を設置し、併せて法面との境界にツツジ等を植樹しました。その後、平成30年6月に駐輪場を設置し、これまで利用してきました。今回、既存施設を拡張する計画を立て測量を行った際、申請地が、隣接地に越境していることが分かり、当時の所有者と協議を行ったうえ、最低限で分筆後に時効取得を行い、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第35号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第35号の番号1番から番号4番までの4案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第35号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号8番までの8案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号8番までの8案件について、
地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番の3案件を10番 工藤幸
市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●
●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、
三重町内の借家にて親子3人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたた
め、住宅の新築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人
に相談した結果、売買で話がまとまり申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区
分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、
第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当す
ると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん
への所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲渡人は、譲受人の祖母
です。譲受人は現在、三重町内の借家にて親子4人で生活していますが、子の成長に伴
い手狭となってきたため、住宅の新築を計画し、進入路を確保したいと思いました。申請
地以外の土地も探しましたが、所有者との協議がまとまらず断念していたところ、譲渡人
所有の土地が候補に挙がり、相談した結果、贈与することで話がまとまったため、必要最
低限で分筆後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のそ
の他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第
2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成するこ
とができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん外2名から譲受人 社会福
祉法人●●●●●●●● 理事長 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件につ
いてであります。譲受人は、生活保護法に規定する救護施設等を経営する社会福祉法人で
す。譲受人の現在の施設は築42年が経過しており、耐震構造になっていないため、補助
金を活用して改築を行いたいと思いついて計画してきましたが、既存施設の改築では単年度工期
で収まらないため、補助金の対象にならないことが分かり、移転改築に切り替えて候補地
を検討してきました。しかしながら、面積や排水計画等で適当な土地がなく、現施設の地
元自治会からの要望もあり、自治会内での移転を模索していたところ、譲渡人の土地が候
補に挙がり、協議した結果、売買で話がまとまったため、農振除外後に申請を行ったもの
です。審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目におい
て不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のgの(a)の土地
収用法その他の法律により土地を取用し、又は使用することができる事業(太陽光を電気
に変換する設備に関するものを除く)に該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に番号4番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員

緒方の麻生祐三子です。7月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん、●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人の両人は夫婦であり、緒方町内の市営住宅で子2人と計4人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、緒方町内での住宅の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件面で折合が整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で申請地の管理に苦慮していたため、売買で話がまとまり、必要最低限で分筆及び農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住できる者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に番号5番及び番号6番の2案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。

11番委員

11番、千歳の廣瀬英雄です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、妻と子3人とともに譲受人の実家に同居し、休日は実家の農業を手伝っています。子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたことに加え、農業用機械の管理をしやすいと思ひ、住宅の新築と農業用倉庫の建設を計画しました。将来、実家の農業を継ぐことを考慮し、実家に近い場所で農地以外の土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず断念していたところ、譲渡人が所有する申請地が候補に挙がり、譲渡人に相談した結果、売買することで話がまとまり、農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

続いて、番号6番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さん・●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてであります。借人である妻と貸人は親子です。現在、借人は、市外の借家に夫婦2人で生活していますが、手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。妻の実家の近くに建設したいと思ひ、農地以外の土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず断念していたところ、貸人が所有する申請地が候補に挙がり、相談した結果、使用貸借することで話がまとまり、必要最低限で分筆及び農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のオの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に番号7番の1案件を4番 木村滋一郎 委員にお願いいたします。

4 番委員 4 番 千歳の木村滋一郎です。7 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 7 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてであります。貸人と借人は親子で、一緒に会社を経営しています。現在、借人は、市内の借家に妻と子供を含め 4 人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたため、住宅の新築を計画しましたが、子供たちの生活環境を考慮して、実家に近い場所で、農地以外の土地を探しましたが適当な土地が見つからず断念していたところ、貸人が所有する申請地が候補に挙がり、相談した結果、使用貸借することで話がまとまったため、申請するものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目について不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号 8 番の 1 案件を 5 番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5 番委員 5 番 犬飼の小野不二夫です。7 月 7 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 8 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社 ●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人である株式会社 ●●は、地域の農産物を加工したレトルト食品等の、開発・製造・卸売販売等を行っています。現在、旧長谷加工所の敷地と建物を借り受け、農産物の一次加工品を利用したレトルト食品等の製造・卸売りをしていますが、今後は、地域の農産物を直接仕入れ、加工から製造までを自社で行なえるように規模を拡大したいと思い、新工場の建設を計画しました。農地以外の土地を探しましたが見つからず、断念していたところ、譲渡人所有の土地が候補に挙がりました。相談したところ、譲渡人は市外在住のため耕作ができず農地の管理に苦慮しており、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目について不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) の農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 36 号の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、これより質疑を許可します。

3 番委員 3 番後藤です。番号 4 の案件で質問です。第 1 種農地の転用ですが、利用計画図を見る限り、北側と南側のどちらも市道に接している部分を田として残し、3 分割した真ん中に進入路部分を加えて転用する計画ですが、北側の市道に接した部分を転用すれば、2 分割で済み残された農地も耕作しやすいのではないですか。

事務局 3 番委員のご質問ですが、図面上ではわかり難いのですが、実はこの農地は北側の市道と高低差があり 1 メートル程度低いいため直接、市道から進入することが出来ず、譲渡人は南側からこの田に入っていました。また、北側では排水計画が整いませんでした。必要最低限の面積で転用するよう協議した結果、今回は南側から進入路を整えて真ん中の部分を転用するようになりました。分断された北側と南側の農地は、先ほどの 34 号議案の 6 番

案件で転用者の父親が購入し耕作する予定です。

議長 3番委員、今の事務局の説明でよろしいですか。他に質疑はありませんか。

4番委員 4番木村です。概要書兼審査票で千歳の案件以外は、転用後の利用期間が永久となっています。千歳の6番、7番案件は25年と30年となっていますが、この違いはどうしてですか、この期間が切れたら再度審査をするのですか。

事務局 4番委員のご質問ですが、転用後の利用期間は所有権が移転するものについては永久となり、6番・7番案件はどちらも親子間で使用貸借の契約を結んでいますので、契約期間があります。その契約書には双方異議が無ければ契約を自動更新するという内容になっています。期限が切れたからといって農業委員会で再審査をするわけではありません。

議長 4番委員、今の事務局の説明でよろしいですか。他に質疑はありませんか。

5番委員 5番小野です。3番案件にある用悪水路とはどんな水路ですか。

事務局 5番委員のご質問ですが、簡単に言うと農業用の水路です。

議長 5番委員、今の事務局の説明でよろしいですか。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第36号の番号1番から番号8番までの8案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第36号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第37号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。
「議案第37号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号3番までの3案件について地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番及び番号2番の2案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番及び2番の2案件については、申請者被相続人 亡●●●● 相続財産管理人 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。

番号1番の案件については、申請地は周囲を山林に囲まれており、耕作に不向きであったことから、亡くなった所有者が耕作を放棄したものと思われ、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。

次に、番号2番の案件については、申請地は農地法許可不要案件の200㎡未満の農業用施設を昭和42年に新築し、その後昭和59年に建て増しを行い、現況は宅地となっているため申請を行ったものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14番委員 14番の工藤妙子です。それでは7月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請者は、申請地を相続しましたが、父が病気で耕作できなくなり、今後も耕作再開の見込みはないため、申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第37号の番号1番から番号3番までの3件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第37号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第37号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第37号 現況証明（非農地証明）についての番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長

これをもちまして、令和2年第3回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時21分)

議事録署名委員

1番委員

三代忠佑

〃

4番委員

木村滋一郎